

手配旅行取引条件説明書面・契約書面

旅行引受書この書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。
(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)
(旅行業法第12条の5による契約書面)

I 手配旅行契約

- ① この旅行は、東京トラベル(東京リムジン株式会社旅行事業部 以下「当社」という)が手配をする旅行であり、お客様と手配旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。
- ② 当社はおお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。

II 楽しい旅行のお申込みについて

- ① 旅行契約について
 - 1 当社は、お客様のご希望による乗車券、宿泊券等の手配旅行は所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けします。
乗車券、宿泊券類を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申込みを受け付けることがあります。
 - 2 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
 - 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
 - 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
 - 5 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。(旅行業務取扱料金表(別掲)をご覧ください。)
 - 6 **契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金(旅行代金総額の20%相当額)を受領した時に成立します。**
 - 7 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
 - 8 当社は、契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けことがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
 - 9 **旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。**
 - 10 a.健康を害している方、b.身体に障害のある方、c.妊娠中の方、d.補助犬使用者の方、
その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。
お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
 - 11 お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
 - 12 当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。
 - i 当社の業務上の都合があるとき。
 - ii お客様の旅行地での手配が法令・公序良俗に反する行為が見込まれるとき。
 - iii お客様が、他のお客様に迷惑を及ぼし又は旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
- ② 契約書面・旅行引受書について
 - 1 当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程・旅行サービスの内容・旅行代金を記載した旅行引受書、取引条件説明書面及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
 - 2 契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。
 - 3 当社は、乗車券類・宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しない場合があります。
- ③ 契約内容・旅行代金の変更
 - 1 **お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。**
 - 2 契約内容の変更の際に、運送・宿泊機関の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手数料金を申し受けます。
 - 3 当社は、旅行開始前において運送・宿泊機関の運賃・料金の改定その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合、当該旅行代金を変更することがあります。旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。
 - 4 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しないときは、旅行終了後速やかに清算いたします。
- ④ 旅行契約の解除
 - 1 お客様から取消料をいただく場合
 - i お客様は、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
 - ii お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消すことがあります。
 - iii お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。上記 i ~ iii の事由で旅行解除するときは、
 - 一 お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
 - 二 未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関に支払う費用
 - 三 当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金及び取消手数料金を申し受けます。
 - iv 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由により旅行引受書に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円満な実施が不可能となった場合又は不可能となる恐れが極めて大きいと判断される場合は、お客様と相談の上、旅行契約を解除することがあります。この場合、一、二の費用を申し受けます。

- 2 お客様から取消料をいただかない場合
当社の責任により旅行サービスの受領が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。旅行代金からすでに受領した旅行サービスに係る旅行費用を差し引いた金額を払い戻します。

Ⅲ 楽しい旅行のために

- ① 土曜日・日曜日・祝日やゴールデンウィーク・夏休み期間等においては、交通集中や事故等による当初の運行計画によらない遅延が発生することがあります。
- ② 当社は、お客様が旅行サービスを受けるための乗車券類や宿泊券等のクーポン類をお渡ししますので、ご旅行の手続きはお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によって旅行サービス内容の変更の必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。現地において当社に連絡が必要なときは、旅行引受書をごらんください。
- ③ 旅行中に、お客様が疾病・傷害・事故などが生じた場合は、措置に要した費用はお客様の負担になります。旅行傷害保険の加入をおすすめいたします。
- ④ 当社は、いかなる場合も旅行の再実施をいたしません。
- ⑤ 添乗サービス
 - 1 当社は、お客様(契約責任者)からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供します。
 - 2 添乗員が行う添乗サービスは、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗サービスを提供する時間は、原則として8時から20時までとします。
 - 3 当社が添乗サービスを提供するときは、所定の添乗サービス料金を申し受けます。
- ⑥ お客様の責任
 - 1 お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
 - 2 お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
 - 3 お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

Ⅳ もしもの時の対応について

当社の責任

- 1 当社は、当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったに場合になります。
- 2 お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

Ⅴ 個人情報の取り扱い

当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービス手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、お客様氏名、生年月日、連絡先等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

Ⅵ 約款準拠

本旅行取引条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。